

# 電気ガスセット割引要綱

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

## 1 対象となるお客さま

この電気ガスセット割引要綱（以下「この割引要綱」といいます。）は、次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、同一の名義により、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約と、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）のガスの需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この供給条件により算定されたガス料金と(1)に該当する契約種別の電気料金を継続して一括して請求できること。

## 2 割引要綱の変更

- (1) 当社は、この割引要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この割引要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の電気ガスセット割引要綱によります。
- (2) この割引要綱を変更する場合には、当社は、この割引要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、ガス事業法第 14 条に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）およびガス事業法第 15 条に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

## 3 契約の成立および契約期間

- (1) この割引要綱による契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日か

ら翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、この割引要綱による契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この割引要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

#### 4 この割引要綱の適用開始の時期

この割引要綱の適用開始の日は、原則として、1(対象となるお客さま)(1)に該当するガス料金の適用開始の日といたします。

#### 5 ガス料金

当社が指定する契約種別のガスの需給契約にもとづく各月のガス料金は、当社が指定する契約種別の供給条件にかかわらず、当社が指定する契約種別の供給条件によって算定された基本料金および従量料金の合計から(1)の電気ガスセット割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が66,310円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が66,310円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

##### (1) 電気ガスセット割引額

電気ガスセット割引額 = (2)の割引対象額 × 3パーセント

##### (2) 割引対象額

割引対象額は、当社が指定する契約種別の供給条件によって算定された基本料金および従量料金(原料費調整額は含まないものといたします。)の合計といたします。

#### 6 契約の消滅

(1) お客さまがこの割引要綱による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃

止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、ガスの需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降の検針日としていただきます。

(2) この割引要綱による契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、ガスの需給契約が消滅する場合は、ガスの需給契約が消滅した日にこの割引要綱による契約が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、この割引要綱による契約を解約いたします。

イ お客さまがガスの需給契約を廃止される場合またはガス標準約款（以下「標準約款」といいます。）32（解約等）によりガスの需給契約を解約する場合  
ロ 1（対象となるお客さま）(1)または(2)を満たさなくなった場合

## 7 そ の 他

この割引要綱に定めのない事項については、標準約款または当社が指定する契約種別のガスの需給契約要綱に定めるところによるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この割引要綱は、令和2年10月1日から実施いたします。

## 別 表（原料費調整）

### 1 原料費調整額の算定

#### (1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格

$$\alpha = 0.9503$$

$$\beta = 0.0546$$

なお、各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格の単位は、10 円とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

#### (2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロおよびハによって算定する場合は切り捨てます。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (66,310 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を上回り、かつ、106,090 円以下の場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ハ 1 トン当たりの平均原料価格が 106,090 円を上回る場合

平均原料価格は、106,090 円といたします。

$$\text{原料費調整単価} = (106,090 \text{ 円} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

#### (3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その

平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、当社が指定する契約種別のガスの需給契約にもとづくその1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 4 厘
-------------	---------